

教育民生常任委員会議録

1. 開催日 令和5年3月10日(金) 9時30分～10時02分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (6名)
委員長 福田 泰生 副委員長 中西 友子 委員 渡邊 昌行
委員 前川さおり 委員 北 守 委員 坪井 信義
4. 欠席委員 なし
5. 出席参与 <一般会計>

町 長 辻村 修一 副町長 田間 宏紀 教育長 中西 章
教育委員会文化財担当 中世古 憲司 教育委員会事務局長 梅前 宏文

6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同書記 宮本 尚美
7. 会議録署名委員 北 守 委員 坪井 信義 委員
8. 委員会付託議案審査について
第1 議案第3号 玉城町教育支援センター設置条例の制定について
第2 議案第4号 玉城町奨学金支給条例の全部改正について

(午前9時30分 開会)

委員長挨拶

○委員長(福田 泰生) ただ今の出席委員数は、6名で定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。

開会にあたり、町長、挨拶をお願いします。

辻村町長

○町長(辻村 修一) 教育民生常任委員会に付託の2議案についてご審査を賜ります。よろしくお願ひいたします。

○委員長(福田 泰生) 本日は、本委員会に審査付託されました議案2件の審査を行います。

まず、はじめに会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員は、北 守委員、坪井 信義委員の2名をお願いします。

それでは、議事にはいります。

◎日程第1 議案第3号 玉城町教育支援センター設置条例の制定について

○委員長(福田 泰生) 議案第3号 玉城町教育支援センター設置条例の制定についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は既に本会議の中で行われております。

追加説明があればお願いします。

○保健福祉課長(奥野 良子) 特にございませぬ。

○委員長(福田 泰生) 追加説明はありませんので、これから質疑を行います。

発言を許します。坪井委員

○委員(坪井 信義) 昨日の本会議において小林議員からの質問にもありましたし、また今朝の中日新聞にも少し記事が掲載されていたかと思ひます。大変あのこういう受け皿と申しますか、できるのはわたしもいいことだと思ひますが、このせっかくつくつたのにですなえどういた形で住民に集中していくのか中身がですなえ一般の方が広く利用するっていうわけがありませんのでそういう意味ではちょっと言い方悪いかもしれませぬがちょっと認知度が薄いなというのが気がします。だからあの自分の家庭でそういう状況に陥りそうな子、陥ってから陥りそうな子でそこへ預ければというか行けば早い段階で普通の状態に戻るとかいうケースもあるわけですけど、そのためにはこういう施設があるということのをですなえ実際も問題が起きてからだったら対応できると思ひます。ただ日頃からその可能性になる子どもって、学校関係ではわかってますわね。だから、それを僕はその事前的に周知がされておれば保護者の対応ももっとスムーズに行くというふうに思ってますもんで、どういった形で周知をしていくのか、そのことをちょっとお聞かせいただけませぬでしょうか。

○委員長(福田 泰生) 教育長

○教育長(中西 章) 坪井委員の言われる周知の仕方なんですけど、1点は三重県の教育支援センター一覧表のほうに記載させていただくということで、ホームページから入って行ってそこで玉城町にこういう施設があるということはわかるというのが1点です。もう1点については広報たまき等で周知させていただきたいと思ひます。それともう1点は、学校現場ですな、学校長を通じて保護者にこういうふうな施設がありますよということを周知していただくということと、もうひとつは特に学校現場では子どもたちの様子を見ながら、少し不登校気味なお家があつて相談も学校のほうにありますので、その時にはこういうところがありますよ。という周知をしていただくと、そういうふうな形で保護者の皆さんには周知していきたいというふうに考えています。

○委員長(福田 泰生) 坪井委員

あの今、ちょっと触れましたけどこれ県下に何箇所かあるんですか。

○委員長(福田 泰生) 教育長

○教育長（中西 章） 北勢、中勢、南勢にあります。南勢のほう志摩、鳥羽、伊勢、度会、大台町もひとつありますし、そこへ玉城町がひとつ加わるということです。松阪のほう中勢、北勢も何箇所かあるということです。

○委員長（福田 泰生） 坪井委員

○委員（坪井 信義） せっかくですね、こういう施設って言いますか、開設するので正直申し上げた私もあい等で見かけるんですけどちょっと、やり方はいろいろですから否定はしませんけども学校的な学び舎という感じでもないし、もう先生とふたりでマンツーマンでっていうような状況を、近所ですので近くで見えますし私もこないだその子と話をしたりもしてきたんですけども、今度の場合はですね・・・が設置したそういう施設的なセンターという名称ですので、冒頭から申し上げましたように住民の方に広く周知をいただいて本当にね、どうしようもないという段階ではなしにもっと早い段階でっていうような非常に大事な事だと思うんですよ。教育長専門ですからよくご承知だと思うんですけど、ですので本当にねあの開設してこういう形での利用だということの周知はより一層留めていただきたいなと思います。

○委員長（福田 泰生） 前川委員

○委員（前川 さおり） 昨日の本会議場でも質問あり答弁いただいているんですけど、支援センターには運営に必要な職員を置くということで、スクールカウンセラーさんも定期的にというご説明をいただいております。定期的というのは一体どれぐらいの頻度を予定されているか教えてください。

○委員長（福田 泰生） 中西教育長

○教育長（中西 章） 今ちょっと考えているのが、中学校のほうにスクールカウンセラーが週2回だったと思うんですが来ていただいています。それぐらいの頻度でセンターのほうにも来ていただいて相談業務等、また保護者、本人のカウンセリングをしていきたいなあというふうに思っております。

○委員長（福田 泰生） 前川委員

○委員（前川 さおり） そのまあ今後もなんていうんですかねえ、状況に応じては頻度の回数はもちろん対応していただけるしという理解でよろしいですか。

○委員長（福田 泰生） 中西教育長

○教育長（中西 章） 委員言われるとおり、必要に応じて対応していきたいなと思っております。

○委員（渡邊 昌行） この条例の中にですね、玉城ふれあい教室ということで言ってますけど、この開設時間が明示されていないんですよ。その辺は、どう考えとるか、どの他に定めるところでっていう時間を融通したいものでそうなったのか、本当は8時半から何時かってあるのかどうか、その辺を教えてください。

○委員長（福田 泰生）中西教育長

○教育長（中西 章） 条例としてはこういう形で制定させていただきますが、規則を作っております。その中に利用時間は、日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、午前8時半から午後4時15分までとする。休館日は12月の29日から翌年の1月3日までの日とする。というふうに利用時間、期間等を規則で定めております。以上です。

○委員長（福田 泰生）北委員

○委員（北 守）昨日も本会議席場で質問されました。これについてもですね、教育支援センターの必要性についても私も認識しております、すでに町長のほうもこの開設ということよりも、この不登校に対する教室については以前から考えておられたということで認識しております。これで今回ですねえまあ4月1日にですねこの条例施行やということできたということは、当該不登校のお子さんをお持ちのご家庭の方から喜びの声も頂いております。で、そこでちょっと聞きたいんですが、玉城ふれあい教室ということで名称をしてあるということで、まず1点目ですね、まずこれはフリースクールとしての機能をやっぱりもっておるのかどうか。それからフリー、えー、カウンセラーですね、カウンセラーということではゆるこの子はこういう風なところで相談を受けなさいという相談業務も、同時にここでやられるのかどうかというのがまず最初、お聞きしたいと思います。

○委員長（福田 泰生）中西教育長

○教育長（中西 章）まず1点、ふれあい教室、玉城町教育支援センターという名前よりも、玉城町ふれあい教室のほうが、浸透しやすいというふうに考えてふれあい教室という名前をつけさせていただきます。それともう一点は、フリースクールとこの教育支援センターとはちょっと別なものとして考えていただきたいと思います。フリースクールというのは、公がする部分ではなくて、民間の企業等がやっていることがほとんどです、公がする場合は、教育支援センターという風な形でしています。中身については、この条例にも書いてありますように、社会復帰ですね、社会的自立を目指すということです。その中のひとつに、学校へ戻っていくというそういうふうな部分も含めて社会的自立を目指すということになります。フリースクールの場合は、農業体験をしたりとか、いろんな形で社会的なそういう自立に向けてやるんですが、少しこう中身が違うところがあります。それと、3つ目、その2つで良かったでしょうか。

○委員長（福田 泰生）北委員

○委員（北 守）まあ、フリースクールという解釈っていうのが、あの、ちょっと不明確、私自身の整理の中で不明確だったんですが、とですねえ、これってですね。例えばここへお越しになるあのお子さんで、この方については学校へ出席扱いはされる

んですね。そこら辺お聞きしたいと思います。

○委員長（福田 泰生）中西教育長

○教育長（中西 章）学校の出席扱いにはこの教育支援センターの方はなりません。フリースクールの方については学校長がその内容等を加味して、これやったら出席扱いにできるっていう判断で学校長の方でしていただくこととなります。以上です。

○委員長（福田 泰生）北委員

○委員（北 守）最後にもう一点だけ、今ですね不登校の児童、あるいは生徒の方ですけど、その進めてみえることは、必ずしも学校へ戻ってこいと、こういう風な方向ではないとちょっとお聞きしたんです。で、むしろ、この目的からいくと本来は学校の教育を受けるために力をつけて帰ってきなさいとそういう内容がここに書いてあるんですけど、実際はですね、あの現場にあったた場合はどんなか分かりませんが、不登校やったらそのお子さんにおうたやっぱり指導をされると思うんで、そういうセンターができた時ですね、そこら辺は学校へ、という風なお気持ちを持っておられるのかどうか、そこのお伺いしたいと思います。

○委員長（福田 泰生）中西教育長

○教育長（中西 章）以前、国の方も学校復帰が第一目標やったんですが最近では社会的自立に重きを置いています。そういう部分では学校復帰ももちろん考えてはいきますが、それ以上に社会的自立に必要な力をつけてあげることを重点に置きながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（福田 泰生）他にありませんか。中西副委員長

○委員（中西 友子）先程、北委員の方からも社会的自立の方のご質問をされていたんですが、玉城町教育委員会として社会的自立というのはどのような内容のものを指しているのかもちょっと具体的にお聞きしたいんですがよろしいでしょうか。

○委員長（福田 泰生）中西教育長

○教育長（中西 章）特に人間関係、コミュニケーションの力をつけるとか、人の思いですね、いろんな人との出会いの中で学んでいくこともたくさんあるかと思えます。そういう部分ではこれからですがそのカリキュラムの方をしっかりと考えていきながらいろんな職業の事も勉強したりとか、社会な社会の事も勉強したりとか、そういうふうなところを考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（福田 泰生）中西委員

○委員（中西 友子）では、せっかくこのふれあい教室作っていこうという事になっているので、部屋の面積の関係もあると思います。対象者数っていうのを、これぐらいの人数っていうのをお決めになっていたならちょっと教えていただきたいのと、増えるって言ってもまあ今から始まることなのでその想定はされていないと思うんですが、決められ

た面積の中で増設や拡張なども考えていらっしゃるならちょっとご意見をお聞きしたいです。

○委員長（福田 泰生）中西教育長

○教育長（中西 章）教育支援センターを開設したから何人入るってところは全く今のところ分かっていません。昨日も言わせていただきましたけどひとりのお子さんについては行ってみたいなあという声は聞かせてもらってます。今後、子どもたちのその利用数を見ながら部屋の事も考えていきたいなというふうに今のところそう思っております。以上です。

○委員長（福田 泰生）中西委員

○委員（中西 友子）町内のフリースクールのところにちょっと個人的にお話を聞きに行った時、交通手段はですね、自己責任で本人が自転車で通うなり、徒歩で来るなり、元氣バス等をつかって来られる方もいらっしゃるということだったんですが、教育委員会ではそのような決めとかはどのようにお考えですか。

○委員長（福田 泰生）中西教育長

○教育長（中西 章）基本、ご家庭で送っていただいたり、また本人が自力で来れる場合は来ていただくと、そういうふうな形で教育委員会としては対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（福田 泰生）他に質疑はありませんか。

以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

討論はありませんという事ですので省略いたします。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員です。

したがって、議案第3号 玉城町教育支援センター設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第4号 玉城町奨学金支給条例の全部改正について

○委員長（福田 泰生）次に議案第4号 玉城町奨学金支給条例の全部改正についてを議題とします。

議案の提案理由並びに補足説明はすでに本会議の中で行われております。追加説明があればお願いします。

○教育委員会事務局長（梅前 宏文） ございません。

○委員長（福田 泰生）説明はありませんので質疑を行います。

発言を許します。坪井委員

○委員（坪井 信義）提案理由の中にですね、既存の奨学金に加えて学習塾に特化した奨学金を申請するために所要の改正を行うとありました。この学習塾の範囲っていうのはどの程度を言うんですか。というのは大手さんですと名前出してあれですけど、公文さんとか、英数学院あります。でも町内に個人でやってみえるのもありますよね。あのおの名字をあげて誰々塾とか、だからそこまでですね学習塾の範囲がちよっと分かりづらいので、どの程度の範囲というか学習塾として特化してというお考えなのかお聞かせ下さい。

○委員長（福田 泰生）教育委員会梅前事務局長

○教育委員会事務局長（梅前 宏文）学習塾の範囲なんですけれども、今委員言われたですね英数さんであったり町内の学習塾、個人経営の学習塾であったりですね、まあまたはその家庭教師的な部分も含めてなんですけれども、とにかく目的にございますようにですね、この奨学金によって自分を高めてですね将来この地域を支えるような人材の育成を目的としておりますので、そういったものにこの奨学金が使われるということであればですね、そういったものは問うてないというところでございます。

○委員長（福田 泰生）坪井委員

○委員（坪井 信義）それとですね、一般的に学習塾の内容なんですけど、小学校ならば5教科ぐらい、中学校だと進学の関係があって英語するってあるんですけど、逆にですね書道教室なんか行っている子もあると思うんですね。あれも教育長、教育の世界ではそれを学習塾と言うかどうか知りませんが、そういう特殊な、特殊て言うたらあれですけど、そのひとつの学習のあれに特化したのもあの考えられると思うんです。そういうのはどういう扱いになるんですか。

○委員長（福田 泰生）中西教育長

○教育長（中西 章）そこら辺の線引きが難しい部分もあるんですが、ただあの上級学校等、自分の夢を実現するために行くその時に、学力をつけていかなあかんという部分での今回の学習塾に関わっての助成金ということを考えて、美術の方に進もうと思うと絵の教室に行くっていう部分も含まれていくのかなというふうにはあの解釈できるかなと思います。そういう部分でその高校及び大学等に進学して自分の夢を実現するためにその学習塾に行く必要があるというそういうお子さんに対しての助成金っていうことで、これについては寄付をしていただいた方の強い思いがありますので、その方の思いに添いながらそれに当てはまるような条件やったら出していこうというふうに考えております。

○委員長（福田 泰生）坪井委員

○委員（坪井 信義）ありがとうございます。確かに教育長言われましたけど、美術の方へ進んで絵画の画家に目指す子も私も知ってますけどおりますし、書道は一般的なあれですけど、中にはですねあの優れた書道塾へ行って才能があると先生の方からそれを先進的にやったらというようなことで進められて学校、教師、諸処に聞くとかそういうのは今の時代ですからいろいろあっていいと思うんですよね。でそのために通うんだっただけですねまあそれなりの経費もいってくると思いますんでまあそういう申請があったらですね学習塾の特化ということでできる範囲で受けられるような方策でよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（福田 泰生）北委員

○委員（北 守）基本的なことで認識がよくまだ、前回は説明されたんですけど、認識はまだ甘いんです。と言いますのは、全部条例ということで改正ということですが、順序を例の中でですね、これがどんな内容やったのちよっとあの今手元に無いので確認できませんが、今回は学習塾に特化したということですけどこの条文を読みますと別に学習塾云々ということではないんですね。規則の中で、おそらくそういうことが謳われてくるんじゃないかと思うんでちよっと前条例とですねこの奨学金をですね条例の全部改正をした理由をちよっと教えていただきたいと思います。

○委員長（福田 泰生）梅前事務局長

○教育委員会事務局長（梅前 宏文）委員のおっしゃられるですね、今回の全部改正なんですけども前奨学金支給条例によりますとその今現状5,000円の奨学金を渡しておる訳なんですけども、そちらを支給するための条例でございまして、今回のこの学習塾を入れるとなるとですね、なかなかその支給が難しいような内容になっておりました。例えばそれは支給額の事であったりですね、あとその小学生の資格のことであったりそういったことがですね、この今回出させてもらいます学習塾の部分とは、なかなか支給に対して難しい部分があったので、今回全部改正をさせていただいて言われる規則の方でですね、既存の学習塾支給分と新たなその学習塾に特化した部分の規則と、この2本立ての規則でですね制定させていただきまして、支給しやすくさせていただいたところでございます。

○委員長（福田 泰生）北委員

○委員（北 守）全部改正の理由よく分かりました。これはですね、条例の中に金額が計上してあったということでそれを全般的に網羅できるように、規則の方で金額、従来からの金額とそれから学習塾の金額、後でまたおいくらか教えていただきたいですがそういうことで規則の方で定めたいということをもって全部改正したとこういうふうに理解してよろしいですか。はいもう一点ちよっとお伺ひしたいんですが、これはですね善意のですね寄付者の方からですね、この今回の3月補正でも挙げていただきましたんで

すが、そういう方の善意のご厚意も含めてですね、今回こういう基金ということにしたんですが、奨学金の原資の中でですね、第5条の中で育英基金及び当該基金から生ずる収益、いわゆる果実ですけどこれに対してですね、あの、これを利用して使って支給をしていこうと今後していこうとこういうことやと思いますんで、ご寄付いただいた方は育英基金として一旦は歳入として入れられるんでしょうか。

○委員長（福田 泰生）梅前事務局長

○教育委員会事務局長（梅前 宏文）委員の言われるとおりでございます。

○委員長（福田 泰生）他に質疑はありませんか。

○委員長（福田 泰生）中西副委員長

○委員（中西 友子）北委員の質問とちょっと重なるところがあるんですが、第5条の奨学金の原資のところですね、寄付をいただいた金額っていうのが、寄付っていう形を今回いただいているんですが、その寄付額が底をついた場合っていうのはこの事業は終了してしまうのかという懸念が今のところあるんですが、その点について教育委員会のお考えをお聞きしたいのと、その底をついた場合、町としてここは条例で抱かえていますが継続して一般財源から繰り入れていくというお考えなどは今後考えていただけるのかどうかお聞きします。

○委員長（福田 泰生）梅前事務局長

○教育委員会事務局長（梅前 宏文）この原資をご寄付された方の意向ではですね基本的に一人当たり36万円ぐらいかかってくる、当初なん、当初の話なんですけども36万円ぐらいかかってきてですね、それを3人、でこれをまあ1年間っていうのは108万円じゃないですか。でこれを私としては10年間続けたいんやというご意向でございました。ということで1,080万のご寄付をいただいた訳なんです。その方との中で話しとる中ではですね、10年間経つとだいたいその私の方のこの寄付の方も無くなってくであらうから、しかる時期にはですね、また相談していただいたらというお話はいただいておりますし、あと同様のですね、こういった家庭の事情でいろいろ勉強、自分の高みを望めるに当たって大変な家庭には他にもですね、何か力になればというふうなお声もいただいておりますのでですね、そういった方々にまたお声掛けもさせていただいてですね、今回のこの新たな学習塾に特化した奨学金の説明もさせていただいて、極力そういった方にご協力を仰ぎたいなというふうに考えてあります、

○委員長（福田 泰生）よろしいですか。

○委員長（福田 泰生）中西教育長

○教育長（中西 章）この原資が切れた後ですね、公でっていう風なお話だったと思うんですが、今のところ公ではなかなか考えておりません。そういうふうなお気持ちのある方が今後さらに出ていただく事を期待しているところです。以上です。

○委員長（福田 泰生） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。 討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を省略します。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員です。

したがって、議案第4号 玉城町奨学金支給条例の全部改正については、原案のとおり採択されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終わりました。

これをもって、本委員会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

これで教育民生常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

（午前10時02分 閉会）